

2018年11月19日

各位

株式会社 北洋銀行

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の変更を実施します

北洋銀行は、平成30年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正に伴い、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の変更を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1.変更実施日

2018年12月1日(土)

2.変更の主旨

平成30年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正(平成30年3月31日公布、平成30年5月1日施行)により、「少額投資非課税制度(NISA)」の制度改正が実施されることに伴う変更となります。変更後の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」は次頁以降にてご確認いただけます。

3.その他

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」は、「証券取引規定集」に収録しています。変更後の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」を収録した「証券取引規定集」をご希望の場合、2018年12月3日(月)以降に当行投資信託取扱窓口へご相談ください。

以上

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

第1条(約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社北洋銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第37条の14第5項第6号イ(2)またはロに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り)または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日、およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

- (2) 前項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関等に重複して提出することはできません。
- (3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (4) 当行が前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

- (5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。

- (6) 当行は、前項の変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

- (7) 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、

当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書交付自動申請不要の届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第3条の2(累積投資勘定の設定)

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2037 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第4条(非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限り、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 120 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの
 - ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

- ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 14 項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

- ①第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 40 万円を超えないもの
- ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

- (1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。
- (2)累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (2)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由にかかるもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡による効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします(第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2)前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ①お客さまから当行に対して第 5 条第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式

- 等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ②お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)
- (2)前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ①お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1)当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にお名前またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのお名前およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。
 - ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日におけるお名前およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけるお名前およびご住所
 - ②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるお名前およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したお名前およびご住所
- (2)前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるお名前およびご住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのお名前およびご住所を確認できた場合またはお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

- (1)お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- (2)お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。
- (3)2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条(非課税口座取引である旨の明示)

- (1)お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。
- (2)お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

第 12 条(届出事項の変更)

- (1)「非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行にお届出いただいたお名前、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がお名前、ご住所、個人番号に係るものであるときは、お客さまには運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書、個人番号カード等の確認書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。
- (2)非課税口座を開設している当行の営業所の変更(移管)があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項の規定により、遅滞なく「非課税口座移管依頼書」を当行にご届出いただくものとします。

第 13 条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されます。

- ①お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ②お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日
- ⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第 14 条(免責事項)

お客さまが第 11 条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第 15 条(合意管轄)

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 16 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限もしくはお客さまに新たな義務を課すものである場合は、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

附則

この約款は、2018 年 12 月 1 日より適用します。

以 上

(2018 年 12 月 1 日現在)